税務トピックス

平成25年3月1日発行
第4号
発行者：佐々木英子
税理士事務所

2013
3

前回は、「相続税の基礎控除引き下げ」及び「教育資金の一括贈与が非課税に」という見出しで、個人に係る税制改正大綱の一部をご紹介いたしました。

今回は、法人などに係る税制改正大綱の一部をご紹介いたします。

交際費等の損金算入額の改正

減税

（平成26年4月1日から平成27年の3月31日に開始する事業年度に適用予定；法人のみ）

現行の法律では、平成26年3月31日までに開始する事業年度において、中小企業に限り、交際費のうち600万円までは10%が損金不算入(※)とされ、それを超える交際費については全額が損金不算入となっています。

今回の大綱では、10%損金不算入という内容を撤廃し、800万円以下の金額を**全額**損金算入とし、それを超える交際費を全額損金不算入とする内容となっています。

改正案では、1年間の時限措置となっていますが、経済状況等を鑑み、延長されることも考えられます。

(※)「損金不算入」　…決算書上は費用だが、税金を計算する上では費用としてみられないことを意味し、この損金不算入額が増えると課税所得が増えるため、納税額が増えることにつながる。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設

減税

（平成25年4月1日から平成27年3月31日に開始する事業年度に適用予定；法人及び個人）

この制度は、消費税増税による設備投資の減少を避け、商業やサービス業等の設備投資を後押しする狙いで創設が検討されています。

具体的には…

対象資産

建物付属設備…60万円(税抜)以上

器具・備品　…30万円(税抜)以上

↓

特　典

下記、①②のいずれか

①取得価額の30%を特別償却

②取得価額の7%を税額控除(上限:法人税額の20%)

今回ご紹介した「税制改正大綱」は、前回もお伝えさせていただいた通り、まだ決定されていないため、修正等がある可能性もあります。正式に決定しましたら、本紙もしくは巡回時等にご案内させていただきます。